

2019年12月10日

## 日本赤十字社福岡県支部との「遺言信託」に関する業務協定の締結について ～ 日本赤十字社支部との業務協定締結は、九州の地方銀行で初めて ～

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、お客さまの多様な相続ニーズにお応えするため、日本赤十字社福岡県支部と「遺言信託」に関する業務協定を締結しましたので、お知らせします。

なお、日本赤十字社支部との「遺言信託」に関する業務協定の締結は、九州の地方銀行では初めてです。

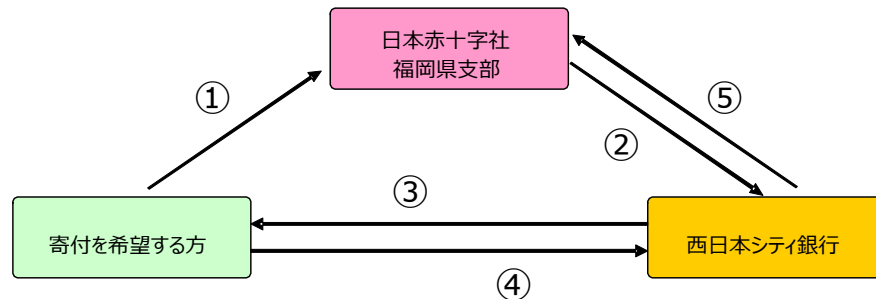
当行は、これからもお客さまに寄り添い、お気軽にご相談いただける身近な金融機関を目指してまいります。

記

### 1. 協定の目的

本業務提携は、遺贈または相続財産からの寄付による社会貢献のために、「遺言信託」のスキームを活用し、遺贈または相続財産の寄付を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

### 2. 協定のスキーム図



- ①遺贈または相続財産の寄付を希望する方は、日本赤十字社福岡県支部に相談を行います。
- ②日本赤十字社福岡県支部から、当行にご相談者さまを紹介いただきます。
- ③当行は、ご相談者さまのご意向を確認し、日本赤十字社福岡県支部への遺贈を含めた公正証書遺言書作成のアドバイスを行います。
- ④当行は、「遺言信託」として遺言書をお預かりします。
- ⑤公正証書遺言に基づき当行が遺言執行者として、日本赤十字社福岡県支部への遺贈を含めた遺言内容を実現します。

### 3. 協定書締結日

2019年11月1日（金）

以上

本件に関するお問い合わせ先  
プライベートバンキング部 平戸・野口 TEL 092-476-2708